

第 1 0 0 回
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会
会議録

近江八幡市安土町地域自治区地域協議会事務局

第 100 回（平成 30 年度第 7 回）
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会 次第

日 時：平成 30 年 10 月 22 日（月）午後 1 時 30 分

場 所：安土町総合支所 3 階旧議員控室

1. 開会

2. 経過報告

3. 報告事項

（1）安土・老蘇学区まちづくり協議会の取り組み状況に関する意見交換

参考 1

4. 協議事項

（1）地域自治区の法定設置期間が満了するまでに検討すべき課題の総括の
確認について

資料 1

（2）地域協議会の今後の進め方について

5. その他

（連絡事項等）

11 月会議運営部会は、11 月 7 日（水）13：30 から

11 月定例会は、11 月 26 日（月）13：30 から（案）

6. 閉 会

会議録

●会議の名称	安土町地域自治区地域協議会 第 100 回（平成 30 年度第 7 回）定例会
●開催場所	近江八幡市安土町総合支所 3 階旧議員控室
●開催日時	平成 30 年 10 月 22 日（月） 13:30～16:08
●出席者 （委員等）	安田惣左衛門会長、茶野初美副会長、伊藤洋子委員、可須水弘美委員、 志井和美委員、善住元治委員、仙波謙三委員、廣瀬敏委員 宗野隆俊アドバイザー
（事務局）	地域協議会事務局 安土町総合支所住民課…嶋川支所長、重田参事、赤松主幹、 矢野副主幹
●議題及び議事	報告事項 ・安土・老蘇学区まちづくり協議会の取り組み状況に関する意見交換 協議事項 ・地域自治区の法定設置期間が満了するまでに検討すべき課題の総括の確認につ いて ・地域協議会の今後の進め方について
事務局	第 100 回安土町地域自治区地域協議会を開会いたします。 本定例会は、「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び 地域自治区の区長の設置に関する協議書」第 11 条第 3 項の規定により開催して おります。本日の定例会出席者 8 名により、本会議が成立していることをご報告 申し上げます。 開会に際しまして安田会長よりご挨拶をいただきます。
会長	（あいさつ）
事務局	ありがとうございました。 これより議事に入らせていただきます。 議長につきましては、協議書の規定に基づき、安田会長をお願いいたします。
会長	それでは、規定に基づき、議長を務めます。なお、本日の会議は 15 時 30 分を めどに終了を予定しておりますので、円滑な議事運営にご協力をお願いいたしま す。 会議次第に基づき、議事に入ります。 前回（9 月 25 日）以降の地域協議会の活動経過報告を行います。まず、広報編 集部会の活動について、茶野広報編集部会長から報告願います。
副会長	広報 10 月 15 日号に合わせて、地域協議会だより第 48 号の発行を予定してい

会長

ましたが、諸事情により広報 11 月 1 日号に合わせて発行させていただきます。

次に、会議運営部会の活動について、部会長の私から報告をいたします。

会議運営部会は、10 月 3 日に開催し、本日の定例会の協議事項について協議を行いました。

第 4 期委員から申し送られた課題については、一定のまとめを行いました、前回の地域協議会での意見等を踏まえて再度確認を行います。

本日、皆様の承認をいただき総括とします。

また、今後の地域協議会としての進め方についてもお諮りします。

以上、会議運営部会の内容です。

ご意見・ご質問はありませんか。

無いようですので、経過報告については以上とします。

次に、意見箱等に寄せられた意見につきましては 0 件でした。

それでは、報告事項に進みます。

安土学区及び老蘇学区まちづくり協議会の取組状況につきましては、事前に資料が委員に送付されています。

質問・意見はございませんか。

委員

10 月 12 日老蘇学区で開催の「老蘇構想意見交換会」について教えてください。

委員

老蘇学区のまちづくりについて考える会議です。近江八幡市安寧のまちづくり基本計画の中に 5 つの拠点整備の計画があり、その中に「晴耕雨読の暮らし」というものがあります。それを老蘇学区のまちづくりに生かせないかということで、東京大学高齢社会総合研究機構の似内先生と政策推進課職員に参加していただき、安寧のまちづくりについて説明をしていただきました。

そこで、老蘇学区のまちづくりについてのワークショップを設けたらどうかというお話がありましたので、11 月 24 日に幅広い年齢層の方に集まっていたいて、どんなまちにしたいかというようなワークショップを行います。

副会長

11 月 23 日安土学区で開催の「カラーリング大会」がありますが、どんなスポーツですか。

委員

カーリングと同じようなスポーツです。氷上でないところで行うものです。

会長

他にご意見がないようですので、本件については以上とします。

次に協議事項に進みます。

地域自治区の法定設置期間が満了するまでに検討すべき課題の総括の確認について事務局から説明をお願いします。

事務局	※資料について説明。
会長	防災行政無線については、新庁舎に防災情報システムを導入することとなっていました。しかし、一旦中断しているのが現状です。しかし、我々の任期中に方向性が出てくると思いますので、そのときに、担当課から説明を伺いたいと思います。
委員	災害時の住民周知方法を検討しているということですが、具体的に検討しているのであれば、委員会を設置していつまでに結論を出すなどの方向性を記入する必要があります。これから検討するというのであれば、委員会を設置して検討していただきたいと思います。
会長	「安心が保たれるように防災会議でお諮りの上進めていただきたい」というように文言修正してはいかがでしょうか。
委員	災害時テレビで避難情報が流されています。テレビであれば、皆さん見られると思います。テレビでの情報は市がテレビ局にお願いしているのですか。
会長	市が県に報告し、県が記者発表等で伝えたものが、メディアで流されます。
委員	しかし、停電になれば、テレビが見られないので、情報が伝わりなくなります。
会長	現時点で、何らかの委員会で検討がされていないようであれば、新たな委員会の設置を要望するというような文言に変更し、防災行政無線につきましの総括としたいと思います。他にご意見はありますか。 無いようですので、これで防災行政無線の総括とします。 次に、安土福祉自動車運行事業については、現在、合併後に制定された条例に基づいて運行されています。 よって、地域自治区の法定設置期間満了後も継続されることを望みますとして総括したいと思います。 この件についてご意見等ございますか。
委員	公的交通手段のない安土地域を考えた時に、あかこんバスは、生活支援的には便利とは言えません。買物だけでも行くことができる町内循環型に変えていくことも必要かと思います。 あかこんバスと福祉自動車は別のものですか。
会長	福祉自動車は、条例で目的が限定されています。 あかこんバスの件については、自治連合会やまちづくり協議会で協議をして市

へ要望していただき、市で協議していただくのがいいと思います。

他にご意見はありますか。

この件については、資料のとおり総括とします。

次の地域自治区の法定設置期間満了後の地域自治のあり方については、地域協議会が終了した後のことも考えながら、何かご意見はありますか。

まちづくり協議会でまちづくりの課題が出た時に行政の支援をいただきながら課題に対処できるようにしておく必要があると思います。単に行政に要望していないから対処できていないだけかも知れない。

副会長

まちづくり協議会と自治連合会が協力されるのが一番だと思います。

委員

まちづくり協議会から市へは要望ができない。自治連合会から市へ要望すればいいのですがなかなかできないのが現状です。

会長

市民自治基本計画に明記されていますので、各担当課に要望すれば対応していただけるが、たぶん活用はされていないと思います。

委員

課題解決の仕組みはあるが、住民の意見をまとめて行政に要望して実現するという仕組みがない。地域として意見をまとめることについては、力が必要です。自治会から定期的に要望をして進捗管理をする。そういう仕掛けが必要です。自治会役員の任期も1年なので、大きな仕組みとしては、検討する必要はないが、運営していくための具体的な仕掛けがまだまだであると思います。

会長

どのように運営していけばいいか悩んでいるということについては、そういうことを行政に要望してもいいと思う。

委員

要望だけでは駄目だと思います。補完の原則があって、自分たちでここまではする。地域でここまではする。というのならいいが、自分たちでできることまでやっていただくのはおかしいと思います。

会長

自分たちはここまでやる。しかしこの先をどう進めていけばいいのかを指導して欲しいとか、自分がやるという前提で指導を求めていかないといけない。行政に頼みますというだけではいけないと思う。

アドバイザー

いろんな自治体が近江八幡市で言うまちづくり協議会を作っています。関西の自治体を中心に当事者の方と話す機会がありますが、どの地域に行っても疲弊していると感じます。市は、一生懸命でこ入れをしようとして、頑張ってくださいと言っているのですが、地元ではそれを受け止めきれないのが現状です。

担い手の高齢化はよく言われます。今、65歳の方でも働いている方が多いので、70歳でも若手のように扱われるそうです。

実際、まちづくり協議会で、みんなで共有したり、市に伝える言葉はなかなか出てこないのです。課題を発見してそれを明確にしていく力をみんな感じていると思うのですが、それを明瞭にすることができない。あるいは、課題に対する対処のあり方をみんなで検討するような場や時間をなかなか持てない。そういうことで悩んでいるところがほとんどだと思います。

京都府の北部の市ですが、中間支援の役割をまちづくり協議会に果たしてもらっているところがあります。地域同士で結びつくような役割をまちづくり協議会が行っています。まちづくり協議会がそれだけの役割を果たすためには、相当な力量が必要です。つまり、課題を明確にして、市に何を訴えかけるのか、地域でできないことは何であって、市に何を求めるのか。先ほど委員が発言された補完についてそれを市に求めたりする力を持った人を地域の中で育てるということもありますし、場合によっては、市から紹介した人が地域に入っていくことを検討されているという話がありました。

つまり、地域任せではできないということです。ただ、市に職員を派遣して欲しいということもできませんし、まちづくり協議会の地域運営能力つまり自分たちの課題を発見することだけではなく、市と交渉していく能力が必要だと思います。これは、まち協に頑張るといって済む話しではなりません。市がどうまち協を活かしていくか。地域が活性化すれば、市全体として大きな効果がありますし、市役所の中も活性化すると思います。

会長

まちづくり支援課へ市民自治基本計画について質問した時、職員の市民自治への理解を促し、自発的な地域活動が進められるようにしてまいりますと回答されました。

庁内推進体制の整備や、市民自治を推進するための相談窓口にも対応しますとも言及されました。

どうしていいのか困っていることがあれば行政に相談をして、職員の知識では無理であったら、その専門知識のある方を派遣してもらって対応できるようになっています。

しかし、実際に活用できているかが問題です。これからは、各まちづくり協議会や自治連合会にそういう意識があるかどうか肝心だと思います。

アドバイザー

例えば、課題があることは分かっているけれどもそれをどうしていいのか分からない、市にどういうふうに働きかけていいのか分からないという学区を選んで、市の職員に一定期間地域の方と研修して、課題を発見したり、協議の仕方を勉強するなどの場があってもいいと思います。

会長	市内のまちづくり協議会は、生い立ちや人口、世帯数などが違います。それぞれが、学区に合った運営をしていくために努力しているが、それでも困ったら行政に支援を求めていくようにすればいいと思う。行政からの支援は惜しまずにして欲しいと思います。
アドバイザー	「協働」という言葉がよく使われます。協働というのは、これまでは行政が地域に対して、協働の精神でこれからは地域に頑張ってくださいということが多かった。しかし、地域から、自分の力をつけるために行政の力を使わせてもらうつもりで行政に働きかけるほうがいいと思います。 行政が持っている情報や地域をコーディネートする力などを借りて一緒にやっていたら、地域のほうでも覚えられるので、そういう協働の使われ方があってもいいと思います。
会長	自分たちがどうして行くということを積み上げながら、行政のアドバイスを受けて、自分たちが考えないといけない。 老蘇学区は、人口は変わらないが世帯数は増加傾向にある。そこから 10 年先のまちづくりを考えていかないといけない。住みよいまちとして暮らしていく条件整備をしながら 10 年先のまちづくりを考えないといけない。 他にご意見はありますか。 無いようですので、この件については、本日の意見を踏まえて総括とします。 安土町総合支所の機能については、先般の議会で答弁をされていましたが、に、支所は、平成 32 年度以降も継続するという事です。 地域自治区終了と同時に廃止されるものではないので、行政に支所の存続を要望する必要はないと思います。 この件について、何かご意見はありますか。
委員	資料 1 についてはどういう位置づけになるのですか。
会長	地域協議会として総括するということです。 そのほかご意見はありますか。 無いようですので、次に進みます。 地域自治区の法定設置期間満了時点の記念事業についてです。 地域自治区の法定設置期間満了時点の記念事業については、現在のところ、市で合併 10 周年の事業が検討されていない状況です。以前、市として合併 5 周年時に記念事業をされていますので、来年度に 10 周年事業をもされるのは思っています。しかし、市が 10 周年事業をされないのであれば講演会などの事業を検討したいと考えています。 記念誌については、広報編集部会で検討しましたが、「変革と挑戦」に安土の

ことも掲載されているためあえて記念誌の発行はしないという結論になりました。

委員 記念誌を発行しないということですが、地域協議会が審議をされてきたことを残す必要があると思います。

副会長 地域協議会が行ってきたことを記念誌にすると文字ばかりになると思います。記念誌については、写真がないと読む気にならないと思います。また、協議した内容を掲載するというのであれば、スケジュール表のようなものになりますので、読みやすいものを作るのは無理だと思います。

委員 安土駅などは、もちろん写真が出ています。「変革と挑戦」に地域協議会がこうしたというのは載っていませんが、安土地域でこんなことをしたというのは載っています。

会長 それでは、現時点では、このような表現とします。
市全体の記念事業として、5周年事業はされたのだから10周年事業はあると思っ
てますが、現時点では決定はしていないのです。

委員 10周年事業については、たぶんされとは思いますが。

会長 5周年の時も、簡単な冊子が出ていますので、10周年も出されるだろう。
全市ですから当然その記事の中に安土地域の事業は掲載されると思います。
現時点で、記念事業につきましては、来年になりますと変わる可能性があります
ですが現時点では、資料の通りにまとめさせていただきます。
その他、ご意見ございませんか。
無いようですので、4期から申し送られた課題につきましては、これをもちま
して、総括とさせていただきます。
次に協議事項の2点目に進みます。
地域協議会の今後の進め方についてです。
今後の地域協議会は、どのようなこと協議していくかということです。
そのことについて、先般の会議運営部会でも議論したところですが、部会の中
では、具体的な意見は出ませんでした。
合併協定項目の調整のうち、新市において調整するとした96項目につきまし
ては、地域協議会が報告を受け、承認したことで調整済みとなっているものです。
調整結果については、事務局に「合併協定項目に関する調整内容一覧」ファイ
ルがあります。それは、膨大な資料ですので、確認するためには相当な時間を要
します。

担当課にも確認しましたが、合併協定項目の調整結果の内容が一目瞭然に分かるというものはないということです。

私は、そういうものがあつたらなということを思っています。

地域協議会ですので、委員の皆さんが日頃思っている、安土地域における課題について協議することも一つだと思います。

副会長

自治会とまちづくり協議会が、一体となって、課題があれば、市に支援を求める。そういう意識が必要だと思います。

委員

まちづくり協議会の役員は、何年任期なのですか。

会長

まちづくり協議会の役員は、長年されていて、後継者育成ができていないのが課題です。

役割分担は変わりますが、役員としては変わりません。

委員

まさに、今それで困っています。

老蘇学区まちづくり協議会は、平成 24 年 4 月に立ち上げました。

役員任期は 2 年で 3 期までとなっていました。次の役員のなり手がいないため、規約を改正して対応している状況です。

委員

部会長が集まって、老蘇まち協のまちづくりをどうしようという話はされているのですか。

委員

老蘇学区は、幹事会が、役員・各部会長が出席する会議になります。幹事会は今年度 2 回開催しましたが、10 年先どうするという話しはしていません。

委員

まちづくり協議会事業の 3 カ年計画という考え方がいいのかということを考えないといけないと思います。

副会長

自治会にもっと協力してもらわないといけない。

委員

自治会は、自分の集落をどうするのかを考えるのに精一杯です。

一人でどこへも行けない方がおられた場合は、その集落が助け合うしかない。そういう話し合いを自治会でしないといけない。

委員

まちづくり協議会も事業をしていくだけで精一杯です。

要望についても、各自治会から直接まちづくり支援課に提出されています。

副会長	要望の出し方については、レクチャーされるのですか。
委員	毎年４月の老蘇学区自治連合会で、まちづくり支援課の職員の方に出席いただいて説明していただいています。
会長	市に要望する内容を自治会内で合意形成をしないといけない。
委員	市に要望を毎年出しても予算の問題があり、取り上げていただけないこともあります。
委員	自治会長名で要望を出すと、まちづくり支援課が担当課に、回答期限を明記して、回答をするように指示をしています。
会長	我々の任務であった合併協定項目の調整は終わりました。そして、市長からの諮問はないといった場合に、地域協議会としては、何を協議検討していくのかということです。
委員	記念誌というものは必要ないが、地域協議会のまとめはしたほうがいいと思います。合併の調整項目と協議した内容と調整完了日時だけでもまとめとなります。
会長	委員から、合併調整項目のうち地域協議会で審議した調整項目を整理してはどうかとの意見がありました。 他にご意見はありますか。 今後の進め方については、11月の会議運営部会でも協議していただきます。
アドバイザー	地域協議会の権限を越える話しになると思いますが、地域で、新しい担い手が出てこないということがあります。それをどのように取り組むのかということが課題になります。 このことは、地域の自治会が当事者ですので、地域協議会の役割ではありませんが、地域で起こっている課題について地域協議会で話し合うことがあってもいいのかなと思います。
会長	地域協議会は、いろんな任務がある中でも自主的審議という項目の中で、末端自治会の後継問題など、課題はありながら、まちづくり協議会まであがってこないようなことを議論してはどうかという思いを伺いましたので、会議運営部会で議論していきたいと思います。 他にご意見はございませんか。

無いようですので、本日の協議は以上とさせていただきます。

11月の会議日程ですが、会議運営部会は、11月7日水曜日13時30分から開催させていただきます。また、11月の定例会につきましては、11月26日月曜日13時30分からと提案させていただきます。

ご出席よろしくお願いします。

以上で、本日の会議は終了します。

閉会に際しまして、副会長からご挨拶をお願いします。

副会長

(あいさつ)

【終了 16:08】

会議録作成

近江八幡市安土町地域自治区事務所

住民課 庶務グループ

TEL: 0748-46-3141 FAX: 0748-46-5320

E-mail: 390110@city.omihachiman.lg.jp